

整理番号	111
契約番号	2農振財契第1410号
件名	令和3年度苗木の掘取運搬委託(区部南部)(複数単価契約)
履行場所	仕様書のとおり
概要	【発注想定本数】 (掘取) 16,500本 (運搬) 22,500本
契約期間	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
入札方式	希望制指名競争入札
希望申出要件	①又は②のいずれかの要件を満たす者で、本件仕様に対応可能な者 ①東京都における平成31・32年度建設工事等競争入札参加有資格者で、営業種目2700「造園」に登録している者であること。 ②当財団又は官公庁等において同様の業務について契約実績を有する者
格付	問わない
現場説明会	行わない
入札予定日時	令和3年3月9日(火) 午後2時10分 ※時間を変更する場合があります。 ※本件は、複数単価契約(総額競争方式)です。
入札予定場所	公益財団法人東京都農林水産振興財団立川庁舎 講堂(東京都立川市富士見町3-8-1)
希望申出期間	令和3年2月15日(月)から令和3年2月22日(月)まで 午前10時から午後4時まで(土日祝、正午から午後1時までを除く。)(郵送「可」、但し期間内必着)
希望申出場所	〒190-0013 東京都立川市富士見町3-8-1 公益財団法人東京都農林水産振興財団 管理課 契約担当
希望申出時の提出書類	(1) 希望票〔様式あり〕(必要事項を記入・押印) (2) 会社概要・実績一覧表〔様式あり〕(必要事項を記入) (3) ○希望申出要件①に該当する場合は、 東京都の「平成31・32年度建設工事等競争入札参加資格審査受付票」の写し 及び「平成31・32年度競争入札参加資格審査結果通知書(工事)」の写し ○希望申出要件②に該当する場合は、 契約実績を証明するものの写し(契約書・請書の写しなど)
備考	(1) 指名停止等業者については、東京都に準じて取り扱うものとします。 (2) 指名業者の選定については、当財団入札参加業者選定基準によるものとします。 (3) <u>希望票の提出があっても、必ずしも指名されるとは限りません。</u> (4) 指名通知は、指名した方のみに対して入札予定日の5日前までに行う予定です。 (5) 申込書類に不備がある場合、失格になることがあります。 (6) 関係する会社に該当する場合(親会社と子会社の関係にある場合、親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合、役員の兼任等がある場合)には、同一入札に参加することができません。 (7) 入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行わないこと。 (8) 入札の結果については、公表しますので、予めご了承ください。
入札に関する問い合わせ先	公益財団法人東京都農林水産振興財団 管理課 【担当】 上原 住所 東京都立川市富士見町3-8-1 電話 042-528-0721
仕様内容に関する問い合わせ先	公益財団法人東京都農林水産振興財団 農業振興課 【担当】 椿 住所 東京都立川市富士見町3-8-1 電話 042-528-1357 FAX 042-522-5398

仕様書

1 件名

令和3年度苗木の掘取運搬委託（区部南部）（複数単価契約）

2 委託期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

3 履行場所

(1) 苗木の掘取及び受領場所

公益財団法人東京都農林水産振興財団（以下、「委託者」という。）が指定する、次に掲げる東京都内の市町の農地（数百箇所）：青梅市、瑞穂町、あきる野市、八王子市、日野市、町田市、武蔵村山市、東大和市、昭島市、立川市、清瀬市、東久留米市、西東京市、国分寺市、小平市、三鷹市

(2) 苗木の運搬

掘取場所及び農業協同組合から苗木を受領する場所から次に示す場所への運搬

主たる搬入場所 東京都の区部南部

品川区、大田区、目黒区、世田谷区、港区

その他の搬入場所 主たる搬入場所以外の東京都内（島しょ各町村（都内の港にて、海運会社へ引渡し）を含む）

東京都に隣接する県

4 履行期限

作業指示毎に示す期日まで、かつ令和4年3月31日まで

5 想定数量等

別紙内訳のとおり

令和3年度 想定数量及び金額内訳

(3区部南部)

作業・樹種区分		根巻	掘取単価(円) (消費税別)	想定数量 (本数)	金額(円) (消費税別)
掘	I類	H 30~49	無	7,729	
		30~49	有	61	
		50~79	無	1,992	
		50~79	有	6	
	II類	H30~49	無	173	
		30~49	有	23	
		50~79	無	2,717	
		50~79	有	1,520	
		80~99	無	751	
		80~99	有	653	
		100~149	無	14	
		100~149	有	150	
取	III類	150~199	無	481	
		150~199	有	137	
		200~249	無	55	
		200~249	有	26	
	C	3~5	無		
		3~5	有	1	
		6~8	無		
		6~8	有	2	
9~11	9~11	無			
	9~11	有	4		
	12~14	無			
	12~14	有	3		
15~17	15~17	無			
	15~17	有	1		
	18~19	無			
	18~19	有	1		
合計				16,500	※1

樹種区分一覧	
I類	常緑低木 (さつき、つつじ(おおむら、ひらど、くるめ))
II類	常緑低木 (シヤクナゲ、アベリア、アベリア(エドワード・ゴーチヤ)) 落葉低木 常緑中木 落葉中木 常緑高木 (ソゴ(ハラシマ)、常緑ヤマボウシ) 落葉高木 (ハナミズキ、ヤマモミジ、ナツツバキ、ヤマボウシ)
III類	常緑高木 (シラカシ、マテバシイ) 落葉高木 (サクラ)
詳細は、仕様書別紙の樹種表を参照のこと。	

作業・樹種区分		運搬単価(円)(消費税別) 2t積載トラック、単位(km)							想定数量 (本数)	金額(円) (消費税別)		
		10km	20	30	40	50	60	70			80	
運搬	I類	H 30~49								8,585		
		50~79								2,207		
		II類	H30~49								215	
			50~79								6,613	
	80~99									3,795		
	100~149									194		
	III類	150~199								725		
		200~249								130		
		C	3~5							3		
		6~8								6		
	9~11	9~11								12		
		12~14								9		
15~17									3			
18~19									3			
合計									22,500	※2		

(金額)=(運搬単価(40km))×(想定数量(本数))として計算する。

作業内容・規格		作業単価(円) (消費税別)	想定数量 (本数)	金額(円) (消費税別)
剪定	低木	H ~ 149	30	
	中木	150~199	25	
	高木	200~249	20	
		250~299	10	
摘葉	中木	150~199	30	
	高木	200~249	23	
		250~299	4	
合計			142	※3

	単価(円) (消費税別)	想定日数	金額(円) (消費税別)
運搬基本費		75	※4

75日分を想定

掘取金額合計(円)	※1	
運搬金額合計(円)	※2	
剪定・摘葉金額合計(円)	※3	
運搬基本費(円)	※4	
海上輸送費(円)	(実費)	
予定推定総金額(円)		
消費税及び地方消費税額(10%)(円)		
予定推定総金額(税込)(円)		

海上輸送費(想定額):100,000円×3回

注)掘取単価・運搬単価・作業単価は、整数にて「青色網掛けのセル」の箇所のみ記入すること。
規格毎の想定数量は想定の本数であり、実際の数量(本数)は作業指示毎に示す。
運搬基本費は、作業1日当たりの経費を計上する。

6 作業の指示

(1) 作業指示書

作業指示書により随時指示を行う（別添例－1）。

ア 作業指示に関する書類等

作業指示書及び苗木の収受に関する書類（苗木の引取通知、苗木の引渡書、緑化苗木受領書、緑化苗木受領書の控え）は、原則として、委託者の立川庁舎（立川市富士見町三丁目8番1号）にて、担当者が手渡す（これに合わせて、苗木の配布用の袋（苗木の配布を行う搬入先のみ）を手渡すことがあるので、その場合は苗木とともに配布用の袋も合わせて搬入すること）。

イ 作業の時期等

作業の時期（日時等）は、原則として搬入の20日程度前までに、具体的な日時又は各月の旬（上中下旬）等です。ただし、受託者が了承する場合には、20日以内であっても作業指示を行うことがある。

なお、6の（2）のアによる調整の結果、指示の日時と異なる日時の搬入となることがある。また、搬入先の都合等により、作業指示後に作業指示内容の変更及び作業指示の中止をすることがある。

(2) 苗木の供給

苗木の搬入先での用途は、道路などの公共事業向け、建物などの公共施設向け、市民配布向けなどがある。1搬入場所あたりの本数は、通常は20本（低木のみは50本）程度から数千本まで様々である。ただし、20本未満の指示をすることがある。

(3) 苗木の形状寸法

樹木類の形状寸法は、樹種により樹高又は幹周により寸法を指示するものとするほか、搬入先により枝張りその他品質等を指示することがある。

樹高は、樹木の樹冠の頂端から根鉢の上端までの垂直高とし、一部の突き出した枝は含まないものとする。

幹周は、樹木の幹の根鉢の上端から1.2m上りの位置の周長とする。この位置で枝が分岐しているときは、その上部の測定値を幹周とし、また、幹が2本以上の樹木の場合においては、各々の幹周の総和の70%をもって幹周とする。

枝張り幅は、樹木の四方面に伸長した枝の幅とする。測定方向により幅に長短がある場合は、最長及び最短の平均値とするが、一部の突出した枝は含まないものとする。

7 作業内容

(1) 作業概要

苗木の掘取と運搬の組合せの作業を主とする他、苗木の一部が農業協同組合からの受領及び運搬となる作業や、苗木の掘取のみとなる作業がある。一部の作業指示には、剪定作業、摘葉作業を含むことがある。

なお、良好な状態で苗木を搬入するよう、全ての作業を丁寧に行うこと。

(2) 作業指示後の関係者との打ち合わせ

ア 搬入について、搬入先に連絡を取り、搬入日時、場所、樹種、本数等の詳細の確認・調整を行うこと。

イ 苗木の掘取作業及び苗木の受領について、当該農業協同組合と打ち合わせを行い、圃場の場所、樹種、本数等を確認すること（農業協同組合の連絡先は、別途委託者が受託者に示す）。

ウ 日程調整の終了後、速やかに委託者に掘取運搬工程書（様式1）を作成し提出すること。

(3) 苗木の掘取

ア 取り扱う樹種及び注意事項は、別紙「取り扱う苗木の樹種及び注意事項」のとおり。

イ 移植後の活着を良好にするため、指定の根鉢径以上の鉢土を十分につけるとともに、根巻を指示している樹種については運搬の際に根鉢が崩れないよう根巻を確実にすること。根巻を指示していない樹種

については、根鉢が十分につかない株は不可とするとともに、根鉢が崩れないように取り扱うこと。

生育不良（地上部、地下部（根量が少ない等）、病害虫被害等の不良な苗木は避け、良好な苗木を掘り取ること。

苗木の枝折を行うこと。

ウ 掘取時には、農業協同組合の担当者又は当該圃場の管理者の立会いのもと、樹種・本数の確認を行うこと。

エ 掘取及び受領の日程は、根の乾燥を防ぐため、搬入直前（1～3日前）を原則とし、掘取後はすみやかに運搬すること。

オ 掘り取った苗木は搬入日まで、乾燥、損傷等に注意して活着不良とならないように日陰などで十分管理を行うほか、必要に応じて根鉢が崩れないよう丁寧に灌水を行うこと。特に高温が見込まれる場合には、根鉢が崩れないよう丁寧にかつ十分な灌水（全ての苗木の根鉢が十分に湿っていることを確認する）を実施し、運搬時などには通気性のある日よけ資材を掛けるなどにより苗木が乾燥しないよう慎重に取り扱うこと。やむを得ず搬入まで日時を要する場合は、仮植えし十分に養生を行うこと。

カ 掘取又は受領の前に、委託者が発行する苗木の引取通知（別添例－2）を当該農業協同組合に提出すものとし、作業終了後苗木の引渡書（代表者印が押印されたもの）（別添例－3）を受領し、速やかに委託者に提出すること。

(4) 運搬

ア 運搬に当たっては、苗木を損傷しないよう十分留意すること。

イ 掘取・小運搬にあたり、周辺農作物を損傷しないよう留意すること。

ウ 9の諸法令等を遵守すること。

エ 圃場及び搬入先は、原則として2 tトラック（全長4.7 m、全幅1.7 m以下（道路運送車両法施行規則第2条における小型自動車））が入れる場所としている。

エ 苗木の品質の確保、運搬上の安全の確保のため、積載量や積載方法に注意すること。

(5) 搬入

ア 搬入に際しては、搬入先の責任者の立会いのもとに本数を確認し引渡すとともに、委託者が発行する緑化苗木受領書（別添例－4）に搬入先の責任者から受領印（又は署名）をもらい、委託者に提出すること。また、緑化苗木受領書の控え（別添例－5）を搬入先の責任者に渡すこと。

イ 搬入先にて引取り不可とされた苗木は栽培圃場まで持ち帰り、再度仕様を満たす苗木を掘り取り、運搬し、搬入すること。

ウ 搬入に際しては、交通渋滞などを考慮し、十分なゆとりを確保すること。また、9の諸法令の遵守を遵守すること。

(6) 海上輸送

ア 伊豆諸島及び小笠原諸島へは海上輸送となるため、東京都内の港（港区芝浦、江東区辰巳等）まで運搬するとともに、海運会社にて海上輸送の手続きを行うものとする。この場合の海上運賃の費用は受託者が立て替えるものとする。

イ 作業完了後は、支払ったことを示す書類（領収書等）を作業完了届に添付して提出するものとする。

ウ 検査完了後の費用の請求は、作業指示毎の請求に当該の海上運賃の立替分を併せて委託者に請求するものとする。

(7) 写真の撮影

掘取、受領及び運搬した苗木の樹形、根巻、剪定、摘葉の状態がわかるよう、掘取時・受領時及び搬入時等に写真を撮影し、作業指示毎に写真帳（様式2（例））を参考に作成し提出すること。

ア 撮影場面、撮影方法、撮影上の注意点は、別紙「苗木の写真撮影要領」のとおり

イ 写真帳の作成

・記入事項

掘取・受領 : 撮影年月日、農業協同組合・支店名、圃場コード、樹種、本数

搬入 : 撮影年月日、搬入場所の名称、樹種、本数

このほか、特記する事項があれば記入する。

・留意事項

対象物の画像加工など写真の編集は原則として認めないが、鮮明に印刷する必要があるなどやむを得ない場合は、その限りでない。

写真帳の作成に支障が生じないように、撮影者には使用するカメラの特性及び使用方法を十分に熟知させておくこと。

ウ 指示する一部の搬入先についての写真データの迅速な提出

作業指示書にて指示する工事用に使用される一部の搬入先については、作業完了届に添付する写真帳とは別に、別紙「苗木の写真撮影要領」の(1)の(ウ)の搬入時の写真を、搬入当日に電子メールにより委託者が指定するメールアドレスに、J P E G(.jpg/.jpeg)形式にて送付すること。

(8) その他

ア 作業により発生した枝、葉、根は、作業終了後速やかに処分すること。

イ その他、掘取作業に関する疑義や運搬作業中の事故については、遅滞なく委託者に連絡し、対応につき指示を受けること。

ウ 台風の接近・通過など自然災害が想定される際には、搬入先の納品希望を確認の上、原則として工程を調整することなどにより苗木を搬入するものとする。ただし、やむを得ない理由により、指示内容による搬入が困難な場合には委託者に協議すること。委託者は、協議内容に応じて作業内容の変更又は作業の中止を指示することがある。

エ 委託業務において、搬入先及び農業協同組合等との問題の発生、事務の遅延等が発生した場合には、速やかにその経緯及び内容、解決策等を委託者に報告するものとする。また、解決後には、経緯、解決した内容等を委託者に報告するものとする。なお、その問題が解決するまでは、受託者に非がない場合を除き原則として新たな作業指示を行わない。また、作業等が適切に行われていない場合には、作業指示の中止やその後の作業指示を停止することがある。

8 安全管理

委託業務に関し、安全対策に十分配慮し実施すること。また、受託者が第三者に損害等を与えた場合は委託者に報告するとともに、受託者の責任において弁償等を行うこと。

9 提出物

提出書類は、原則として日本工業規格A4縦型又はA4横型とする。

(1) 作業日程等の調整後

ア 掘取運搬工程書(計画): 搬入先及び農業協同組合との調整後、速やかに提出すること(FAX等による送信でも可)。

(2) 搬入作業終了後

ア 写真データ(作業指示書にて指示した搬入先のみ): 搬入先への搬入後、速やかにメールにて送付すること。

(3) 作業完了時

ア 掘取運搬工程書(実施後)

- イ 写真帳
- ウ 作業完了届
- エ 苗木の引渡書（農業協同組合の代表者の受領印が押印されたもの）
- オ 苗木受領書（搬入先の責任者の押印又は署名のあるもの）

10 諸法令等の遵守

(1) 法令の遵守

受託者は、当該業務に関する諸法令を遵守し、諸法令の適用及び運用については、受託者の責任において行わなければならない。

なお、参考に本委託に関連する主な法令を次に示す。

道路法

道路交通法

道路運送法

道路運送車両法

土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法

建設業法

公共工事の品質確保の促進に関する法律

労働基準法

労働安全衛生法

労働保険の保険料の徴収等に関する法律

建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律

(2) 過積載の防止及び安全の確保

東京都土木工事標準仕様書（1.3.9 過積載の防止）に準じて、過積載とならないよう、かつ、荷崩れしないよう運搬すること。また、安全かつ円滑な運搬及び搬入作業についての疑義をもたれることから、合板等を利用した積み込みを行わないこと。

(3) 環境により良い自動車利用について

本契約の履行に当たって自動車を利用し、又は利用させる場合は、次の事項を遵守すること。

ア 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）第37条のディーゼル車規制に適合する自動車であること。

イ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車であること。

なお、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。

(4) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策について

① 本契約においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に努めること。

② 契約後に新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に伴い、仕様書の内容に変更が生じる可能性が発生した場合、受託者からの申し出を踏まえ、受発注者間において、契約金額の変更、履行期限（納入期限）の延長のための協議を行う。

この場合、受注者の責めに帰すことができないものとして、契約書に基づき契約内容の変更を行うものとし、契約金額の変更については受発注者間での協議を踏まえ適切に対応する。

1.1 本契約の終了について、

本契約において、推定総金額（税込）を超えて発注（作業指示）することはできない。そのため、発注金額が推定総金額（税込）に達した場合又は達する可能性が見込まれる場合は、契約期間の満了前であっても当該契約を終了することがある。また、発注金額が推定総金額（税込）に達しない場合であっても契約期間の満了をもってこの契約は終了するものとする。なお、いずれの場合においても、受託者は契約の終了に関して異議を主張できないものとする。

1.2 入札等について

入札（又は見積書の提出）にあたっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等抵触する行為を行ってはならない

1.3 その他

- (1) 作業の実施に当たり、搬入先又は農業協同組合との調整にあたり問題等が生じた場合、もしくは事故等が生じた場合は、速やかに委託者に連絡するものとする。
- (2) この契約の履行に際し、知り得た個人情報を第三者に漏らさないこと。契約の解除及び契約満了後においても同様とする。また、委託者が提供した情報、書類及び記載事項等については、管理を厳重に行うこと。万が一遺失した場合は、速やかに委託者に報告すること。
- (3) 本仕様書の解釈に疑義が生じた場合は、委託者と協議すること。
- (4) 本委託業務に必要な器具等、本委託業務に係る費用は、全て契約金額に含むものとする。
- (5) 業務完了後に提出される作業完了届等報告書に基づき完了検査を行い、合格と認定した後、受託者からの適法な請求書の受領に基づき、作業指示ごとに支払うものとする。

1.4 担当及び連絡先

公益財団法人東京都農林水産振興財団農業振興課
〒190-0013 東京都立川市富士見町三丁目8番1号
電話：042-528-1357 FAX：042-522-5398

取り扱う苗木の樹種及び注意事項

樹種名	枝折	根巻
低木		
サツキ	○	×
ツツジ(おおむら、ひらど、くるめ、その他)	○	×▲
シヤクナゲ	○	○
アベリア	○	△
アベリア(エドワードゴージャ)	○	△▲
ドウダンツツジ	○	○
ユキヤナギ	○	△
コデマリ	○	△
レンギョウ	○	△
ヤマブキ	○	△
キンシバイ	○	△
シモツケ	○	△
ガクアジサイ	○	○
ブルーベリー	○	△▲
中木		
ベニバナトキワマンサク	○	△
セイヨウカナメモチ	○	△
イヌツゲ(きんめつげ)	○	○
キンモクセイ	○	○
ヒイラギモクセイ	○	○
ニオイヒバ(スマラグ)	○	○
ニオイヒバ(ヨーロッパゴールド)	○	○
レイランドヒノキ(ゴールドライダー)	○	○
ギンモクセイ(スイートオリーブ)	○	○
フイリサカキ	○	○
オウゴンモチノキ	○	○
カラタネオガタマ(ポートワイン)	○	○
セイヨウヒイラギ(サニーフォスター)	○	○
オリーブ(チプレッシノ)	○	▲
リンゴ(アルプス乙女)	○	○
ハナカイドウ	○	○
ライラック	○	○
高木		
ソゴ(ハラシマ)	○	○
常緑ヤマボウシ	○	○
ヤマモミジ	○	○
ナツツバキ	○	○
ハナミズキ	○	○
ヤマボウシ	○	○
マテバシイ	○	○
シラカシ	○	○
サクラ	○	○

- (1) 掘取の際、根の剪定が過度にならないこと。
- (2) 掘取の際、根を日光や風にさらさず、すぐに鉢づけ、根巻を行うこと。
- (3) 根切りをチェーンソーで行う場合は、チェーンオイルが付着した部分の土及び根は除去もしくは切り返しておくこと。
- (4) 掘取の際のスコップは、4方向以上から水平方向に対し直角にいれ、苗木が傷まないよう十分な根鉢の大きさを確保すること。
根鉢の径は、根元における幹回りの2倍以上(但し、最低でも20cm、下表参照)の根鉢とすること(ポットは除く)。

根元の幹の直径、幹回りと根鉢の大きさ(cm)

幹の直径	幹回り	根鉢径
3以下	9.5以下	20
4	12.6	26
5	15.7	32
6	18.9	38
7	22.0	44
8	25.2	51

※根鉢の深さは、根鉢の径と同じ程度とすること。

- (5) 根巻は、わらや麻布等(土壤中で腐らないものは不可)を使用し、縄3回掛けとする。
- (6) 運搬時に、鉢が崩れないように十分根巻を行うこと(鉢の底にも、わら等を付けること)。
- (7) 剪定は、搬入先の希望に合わせた樹高にする、掘取運搬時の傷みの軽減、移動時期や樹種により徒長枝や過繁茂を調整するためなどに行うものであり、指示により剪定を実施すること。
- (8) 摘葉は、主に落葉樹を落葉前に移動する場合に、移動時期や樹種により、掘取運搬時の傷みを軽減するため実施する作業で、指示により葉を摘むこと。
- (9) 地中ポット(不織布ポット等)の場合は、原則として上根や貫通根の除去のみの処理とする。鉢を除去し、根巻処理を行う場合は根巻を指示する。

- : 要
- ×: 不要(根巻を指示することがある)
- △: 不要(地中不織布ポット)
- ▲: 不要(地上ポット)

苗木の写真撮影要領

(1) 撮影場面・方法

(ア) 掘取：樹種・圃場コード毎に撮影する

- ・掘取作業前の圃場
- ・掘取作業中の圃場
- ・掘取作業後の圃場
- ・掘り取った苗木の全景
本数が多い場合で、全てが入らない場合は、複数毎に分けて撮影する
- ・掘り取った苗木の近影(原則として樹種ごとに1枚)
苗木の高さ・幅、根鉢の状況・大きさがわかるように撮影する。
寸法が判別できるように、根鉢を含む縦横に測定尺を添え、撮影する。

※一つの作業指示において、複数の搬入場所の分を一度に掘り取る場合は、写真を別途撮影する必要はない。

(イ) 受領：樹種・圃場コード毎に撮影する

- ・農協から受領した苗木の全景
本数が多い場合で、全てが入らない場合は、複数毎に分けて撮影する
- ・農協から受領した苗木の近影(原則として樹種ごとに1枚)
苗木の高さ・幅、根鉢の状況・大きさがわかるように撮影する。
寸法が判別できるように根鉢を含む縦横に測定尺を添え、被写体の真正面から撮影する。

※一つの作業指示において、複数の搬入場所の分を一度に掘り取る場合は、写真を別途撮影する必要はない。

(ウ) 搬入：搬入場所毎、樹種毎に撮影する(引き渡しの時点で撮影する)

- ・樹種毎に、引き渡す全ての苗木の全景
本数が多い場合で、全てが入らない場合は、複数毎に分けて撮影する
 - ・樹種毎の苗木の近影(原則として樹種ごとに1枚)
苗木の高さ・幅、根鉢の状況・大きさがわかるように撮影する。
寸法が判別できるように根鉢を含む縦横に測定尺を添え、被写体の真正面から撮影する。
- ※海上輸送となる場合は、海運会社へ引き渡した時点の写真(樹種毎の全景及び苗木の近影)全景は、コンテナ内に収容された状態または、海運会社に引き渡した時点の写真

(2) 撮影上の注意点

- ・引渡し先がやむを得ず車両上となる場合でも、樹種毎の苗木の全景及び、樹種毎の苗木の近影を撮影すること。
- ・焦点、明暗等に注意して撮影する。
- ・ハレーションを防止するため、反射光を受けないように撮影する。
- ・暗い部分の撮影は、ストロボを使用するなどにより、明瞭に撮影する。
- ・デジタルカメラの場合は、撮影後に鮮明に撮影されているかどうかを画面で確認し、不鮮明な場合は撮影し直すこと。
- ・デジタルカメラによる写真における有効画素数は、目的物(苗木(根鉢を含む))、測定尺及び黒板(白板等を含む)の文字等が確認できるように適切なサイズとする。
- ・対象物の画像加工など、やむを得ない場合を除き写真の編集は認めないため、撮影者は使用するカメラの特性及び使用方法を十分に熟知しておくこと。
- ・写真の内容を明確にするために、作業指示名、受注者、撮影年月日、撮影場所(掘取・受領の場合は農業協同組合名(略称可)及び圃場コード)、樹種、本数等を記入した黒板(白板等を含む)を入れて撮影する。

【記入例】

指示番号(施〇〇〇)等を記入する

苗木の掘取運搬委託 () について

掘取運搬工程表

1日行う場合は、双方を塗りつぶす
午前のみは左側、午後のみは右側を塗りつぶす

会社名 〇〇〇〇株式会社
電話 ××-×××-×××

圃場 コード	掘取(受取)農協・支店 掘取ほ場(地番住所)	樹種名	搬入月日 搬入先・本数	11月														備考
				4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	
25	***農協 ***市〇〇〇-〇-〇	さつき	〇〇公園 (200本)	掘取	掘取	搬入												
1026	" ***市△△-△-△	つつじ (ひらど)	〇〇公園 (60本)		掘取	搬入												
	" "	"	△△ランド (100本)					掘取	搬入									
1522	" ***市××町×-×-×	はなみずき	△△ランド (20本)					受領	搬入									
			()															
			()															
			()															
			()															
			()															
			()															

農協・支店ごとに作成する
掘取・受領、搬入の月日の工程を定める
(掘取・受領の日は、搬入の1~3日前を原則とする)

(注) (1) この用紙を使用する。(2) 社印は不要。(3) 財団へ1部提出。(4) 書ききれない場合は次頁に記入し、切ってつなげない。

農協名 (担当者名)	***農業協同組合 ○ ○ ○ ○ ○	確認印 (担当者印)	○
---------------	------------------------	---------------	---

写真帳

委託件名 年度苗木の掘取運搬委託(****)(複数単価契約)

契約年月日 年 月 日

作業指示番号 ○○○○○○

作業指示年月日 年 月 日

苗木の搬入場所

作業指示履行期限 年 月 日

受託業者名 *****

掘取の写真(樹種毎に撮影)
掘取の作業前、作業中、作業後の圃場写真
苗木の全景、近影の写真
(受領の場合は苗木の全景及び近影のみ)

掘取(受領)
年月日
農協・支店名
圃場コード
樹種
本数
(必要に応じて特記事項)

搬入の写真(樹種毎に撮影)
苗木の全景、近影の写真

搬入
年月日
搬入場所の名称
樹種
本数
(必要に応じて特記事項)

作 業 完 了 届

年 月 日

公益財団法人東京都農林水産振興財団理事長 殿

住所

氏名

印

指示を受けた下記の作業を本日完了したのでお届けします。

契約書番号

農振財契第 号

件 名	年度苗木の掘取運搬委託(複数単価契約)(〇〇〇〇)		
履 行 場 所	公益財団法人東京都農林水産振興財団の指定する場所		
契約年月日		履行期限	
契約金額 (年間概算)	(うち、消費税 円)		
指 示 番 号			
今回の作業 指示年月日		今回の作業指 示履行期限	
作 業 完 了 金 額	¥ (内、消費税¥)		
	内 訳	作業指示金額	¥ (内、消費税¥)
		立替等()	¥ (内、消費税¥)

受付年月日	年 月 日	監督員氏名	印
検査年月日	年 月 日	検査員氏名	印

(別添例-1)

農振財苗第*号
****年**月**日

***** 殿

公益財団法人東京都農林水産振興財団

理事長 ** **

苗木の掘取運搬作業指示書 (****)

下記の作業を指示します。

記

- 1 委託件名 令和2年度苗木の掘取運搬委託 (****) (複数単価契約)
- 2 契約年月日 年 月 日
- 3 作業指示番号 *****
- 4 作業指示年月日 年 月 日
- 5 苗木の搬入場所等 別紙「供給先内訳表」のとおり
- 6 苗木の掘取・受領場所 別紙「掘取場所内訳表」のとおり
- 7 作業指示履行期限 年 月 日

(別添例-2)

年 月 日

.....農業協同組合 代表理事組合長 殿
..支店

公益財団法人東京都農林水産振興財団
理事長

苗木の引取について(通知)

下記の苗木を引き取りますので、苗木の栽培管理委託契約の規定に基づき通知します。

記

年度	
作業指示番号	施...
運搬業者名	

樹種名	年生	本数	圃場 コード	圃場地番 (住所)	掘取日		備 考
合計							

公益財団法人東京都農林水産振興財団
理事長殿

.....農業協同組合 代表理事組合長
.....支店

苗木の引渡書

下記の苗木を引き渡します。

記

年度	
作業指示番号	施...
運搬業者名	

樹種名	年生	本数	圃場 コード	圃場地番 (住所)	掘取日		備 考
合計							

※ 掘取日の欄は、最終の掘取月日を記入すること。

緑化苗木受領書

公益財団法人東京都農林水産振興財団
理事長殿

下記の緑化苗木を受領しました。

年 月 日

苗木申込者 _____

受取責任者氏名 _____ 印(署名)

記

年度	
受付番号
作業指示番号	施...
運搬業者名	

樹種	品種	本数	備考
合計			

苗木の掘取運搬契約の受託者は、控えを受領責任者に渡してください。

緑化苗木受領書 (控え)

公益財団法人東京都農林水産振興財団
理事長殿

下記の緑化苗木を受領しました。

年 月 日

苗木申込者 _____

受取責任者氏名 _____ 印(署名)

記

年度	
受付番号
作業指示番号	施...
運搬業者名	

樹種	品種	本数	備考
合計			